

日本文理大学公的研究費に関する管理・運営規程

令和元年8月26日
制定

(目的)

第1条 この規程は、日本文理大学（以下「本学」という。）における文部科学省または文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金（以下「公的研究費」という。）を適正に管理・運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(教職員の責務)

第2条 教職員は、個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、公的研究費は本学による管理が必要であるという原則とその精神を認識しなければならない。

(責任体制)

第3条 本学に、公的研究費を適正に管理・運営するため、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、事務統括責任者を置く。

(最高管理責任者)

第4条 最高管理責任者は、学長とし、公的研究費の管理・運営及び公的研究費の不正使用（以下「不正使用」という。）の防止に関し最終責任を負う。

2 最高管理責任者は、不正使用防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じ、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が、責任を持って公的研究費の管理・運営を行えるよう、適切に指導力を発揮しなければならない。

3 最高管理責任者は、責務を遂行するに当たり、必要に応じて、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者に指示を与えるものとする。

(統括管理責任者)

第5条 統括管理責任者は、担当副学長とし、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の管理・運営及び不正使用の防止に関し、本学全体を統括する実質的な権限と責任を有する。

2 統括管理責任者は、不正使用防止対策の基本方針に基づき、不正使用の防止計画をはじめとする本学全体の具体的な対策を策定・実施し、その状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告しなければならない。

3 統括管理責任者は、責務を遂行するに当たり、必要に応じて、コンプライアンス推進

責任者に指示を与えるものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 コンプライアンス推進責任者は、次の各号の者とし、本学の各部局における公的研究費の管理・運営及び不正使用の防止に関し実質的な権限と責任を有する。

- (1) 工学研究科長
- (2) 各学部長
- (3) 環境科学研究所長
- (4) マイクロ流体技術研究所長
- (5) 産学官民連携推進センター長
- (6) 大学事務本部長

2 コンプライアンス推進責任者は、前項の責務を遂行するに当たり、統括管理責任者の指示のもと、次の各号に定める職務を遂行しなければならない。

- (1) 自己の管理監督又は指導する部局における不正使用防止対策の実施及び統括管理責任者への報告
- (2) 部局内の構成員に対するコンプライアンス教育の実施及び受講管理
- (3) 自己の管理監督又は指導する部局における公的研究費のモニタリング及び改善指導

(事務総括責任者)

第7条 事務総括責任者は、大学事務本部長とし、公的研究費に関する事務を統括し、その責任を負う。

(公的研究費の事務管理運営)

第8条 最高管理責任者は、交付内定を受けた公的研究費申請等に関する事務を事務局(大学事務本部産学官民連携推進担当)に委任する。

2 最高管理責任者は、公的研究費の予算執行及び経理に関する業務管理及び事務を大学事務本部大学総務・経理担当に委任する。

(発注・検収業務)

第9条 公的研究費による物品の発注・検収業務については原則として法人本部管理部購買担当により行うものとする。ただし、別に定める要件を満たす場合はこの限りではない。

(内部監査体制)

第10条 本学における公的研究費の運営・管理、及び不正使用の防止に関する監査は内部監査部門が実施するものとし、内部監査部門を法人本部総務部企画業務室担当に置く。

2 最高管理責任者は、監査内容に応じて、担当以外の教職員を指名し、専門的な意見を

聴取することができる。

3 内部監査部門は、会計書類の形式的要件等の財務情報に対する確認の他、体制の不備の検証も行う。

4 内部監査部門は最高管理責任者の直轄組織とし、監査に関して最高管理責任者を代理する権限を持ち、監事及び会計監査人と連携し、監査を行うものとする。また、監査結果を最高管理責任者に報告するものとする。

5 最高管理責任者は、監査結果を不正防止対策委員会において公表する。不正防止対策委員会は、運営・管理の見直しを行い、必要に応じて関係者に改善を指示するものとする。また、内部監査部門は、改善内容の周知確認も含め監査を実施する。

(教職員の意識向上)

第11条 最高管理責任者は、教職員に対して、不正使用の防止について意識向上を図るため、研修その他の必要な措置を講じるものとする。

(不正使用防止計画の策定)

第12条 本学における公的研究費の不正使用防止計画推進部署を大学事務本部産学官民連携推進担当に置く。不正使用防止計画推進部署は、本学全体の公的研究費の管理・運営、及び不正使用の防止の実態を把握・検証し、内部監査部門等と連携して、具体的な不正使用防止計画を策定、実施し、実施状況を確認するものとする。

2 前項の不正使用防止計画を推進するために不正使用防止対策委員会を設置するものとし、委員長は最高管理責任者が兼任する。委員会は次の各号の者で構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 工学研究科長
- (4) 各学部長
- (5) 環境科学研究所長
- (6) マイクロ流体技術研究所長
- (7) 産学官民連携推進センター長
- (8) 学園事務局長
- (9) 大学事務本部長
- (10) 最高管理責任者が指名する教職員

3 前項の不正使用防止対策委員会に関する事務は、不正使用防止計画推進部署において行う。

(通報及び相談窓口の設置)

第 13 条 本学内外からの不正使用並びに研究費申請等に関する機関内外からの通報及び相談を受け付ける窓口を大学事務本部産学官民連携推進担当に置く。

- 2 不正使用に係る情報については遅滞なく最高管理責任者及び統括管理責任者に報告する。
- 3 通報の方法は、電子メール、書面、電話、ファックス、面談の何れかによるものとする。
- 4 通報を知る立場にある者は、通報者及び通報内容並びに調査内容が関係者以外に漏洩しないよう秘密保持を徹底するものとする。

(不正に関する調査について)

第 14 条 不正使用については、その疑いも含めて、最高管理責任者の責任において、迅速かつ公正に調査・検証を行う。

- 2 前項の調査・検証を実施するために、事案毎に調査委員会を設置するものとし、委員長及び委員は最高管理責任者が指名する教職員等で構成する。
- 3 委員には、本学及び学校法人文理学園に属さない第三者（弁護士・公認会計士等）を過半数含むものとする。
- 4 委員は、告発者、被告発者と直接利害関係を有しない者で構成する。
- 5 調査委員会は、調査を行うにあたり、公平性及び中立性を確保するとともに、迅速に処理しなければならない。
- 6 調査委員会は、調査終了後、結果を速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。
- 7 調査委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 8 調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう、十分配慮しなければならない。
- 9 その他、調査方法等については、別に定める。

(予備調査)

第 15 条 最高管理責任者は、第 13 条の通報を受けた場合には、調査委員会を設置する。調査委員会は、申し立て内容の合理性、調査可能性について予備的調査を行うものとする。

- 2 調査委員会は、通報を受けてから概ね 30 日以内に、本調査を実施するか否かを、最高管理責任者に報告する。
- 3 最高管理責任者は、前項の結果を通報者及び被通報者に通知する。
- 4 最高管理責任者は、本調査の実施を決定した場合には、被通報者に対しては、支出を停止することができる。

(本調査の事実認定及び措置)

第 16 条 予備調査において、本調査の実施を決定した場合に、調査委員会は決定後 30 日以内に本調査を開始することとし、調査開始後（予備調査も含む）概ね 180 日以内に、調査結果に基づき、不正使用の有無を認定し、最高管理責任者に報告する。

2 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、通報から 210 日以内にその結果を通報者及び被通報者に通知する。

3 最高管理責任者は、被通報者に不正使用の事実があると決定した場合には、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 配分機関に対して、調査報告書により調査結果を報告するとともに、当該公的研究費に関して必要な協議を行うものとする。

(2) 被通報者に対して不正使用と認定された研究活動の停止を命ずる業務命令を行う。

(3) 不正使用と認定された研究活動に係る研究成果等について、関連する論文掲載機関等への通知及びそれに伴う必要な対応措置を行う。

(4) 学校法人文理学園教員就業規則、学校法人文理学園職員就業規則その他関係諸規程に従って懲戒処分の手続きを行う。

(5) 本学と取引する業者が不正使用に関与している場合は、文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に準じて手続きを行う。

4 最高管理責任者は、被通報者に不正使用の事実がないと確認した場合には、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 被通報者の研究活動の円滑な再開及び名誉回復のための必要な措置を行う。

(2) 通報者が学内関係者で、不正使用の疑いが存在する合理的な根拠がないと知りながら申立てを行ったことが明らかである場合には、学校法人文理学園教員就業規則、学校法人文理学園職員就業規則その他関係諸規程に従って懲戒処分の手続きを行う。

(不服申立て)

第 17 条 通報者及び被通報者は、前条の認定に対して不服がある場合には、最高管理責任者に対して、本学が定める期間内に不服の申立てを行うことができる。

2 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公平性に関わるものである場合は、最高管理責任者の判断により、調査委員会の構成を替えて審査させることができる。

3 調査委員会は、不服申立ての趣旨及び理由などを勘案し、不服申立てから 30 日以内に当該事案の再調査及び審議を行い、その結果を最高管理責任者に報告する。

4 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、不服申立てに対する処置を決定し、不服申立者及び配分機関に通知する。

(認定)

第 18 条 調査委員会は、不正使用の有無及び不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額について認定する。

(調査結果の公表)

第 19 条 最高管理責任者は、不正使用の事実があると認定したときは、速やかに調査結果を公表する。

2 不正使用の事実がなかったと認定したときは、原則として、調査結果は公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた等の場合には、通報者及び被通報者の了解を得て、調査結果を公表する。

3 不正使用の事実がなかったと認定した被通報者に関し、その名誉を回復するため、当該事案において不正使用がなかった旨を調査関係者に対して周知する等、被通報者に不利益が生じないための措置を講じなければならない。

(配分機関への報告及び調査への協力等)

第 20 条 最高管理責任者は、第 13 条第 2 項の報告の受け付けから 30 日以内に、通報の内容の合理性を確認及び調査の可否を判断し、配分機関及び文部科学省に報告する。

2 調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、配分機関に報告、協議しなければならない。

3 通報の受け付けから 210 日以内に、調査結果、不正使用発生要因、不正使用に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関及び文部科学省に提出する。なお、期限までに調査が完了しない場合は、調査の中間報告を配分機関及び文部科学省に提出する。

4 配分機関及び文部科学省の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該機関に提出する。

5 調査の過程において、不正使用の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関及び文部科学省に報告する。また、調査に支障がある等、不正な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(改廃)

第 21 条 この規程の改廃は、不正防止対策委員会及び大学評議会の審議を経て、学長が決定する。

(雑則)

第 22 条 この規程に定めるもののほか、不正使用の防止対策に関する事項並びに不正使用防止対策委員会の運営に関し必要な事項は、不正使用防止対策委員会が別に定める。

附則

この規程は、令和元年 8 月 26 日から施行する。